

第 3 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 2 月 2 5 日（木）

せたな町農業委員会

第 3 3 回 せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 2 5 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 2 分

2. 開催場所 せたな町役場 第 1 委員会室

3. 出席委員 (1 5 人)

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について
第 4	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 5	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)
第 7	議案第 5 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

会長

、私どもも一生懸命頑張っていきたいというふうに考えているわけでございます。

会長

会長

会長

つい1年前か2年前に私が川柳を引用した、挨拶は短いほど大拍手という川柳がございました。それに習ってあまり長いことはしゃべりたくないと思います。ご冥福を心からお祈りいたしたいと思います。

会長

また喜ばしいニュースは、先日の新聞で北海道産業貢献賞ということで、土地改良区の部門でさんが受賞されました。

会長

その他、農業委員関係ではが受賞されております。またせたな町関係で言いますと畜産衛生等功労者の中で、さん。

会長

この方は大変活躍されておりました。

大変貢献された方でございます。

以上檜山関係として3人の方が北海道産業貢献賞をいただいたということで、大変おめでとうでございます。

会長

先程言いましたように長々となりますので、この辺で終わりたいと思います。本日は案件が第5号までございますので慎重審議の程よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第33回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんご苦労様でございます。本日は大変良い天気になりました。

皆様方も融雪剤を蒔いたり、春の準備を着々としている状態のなかで出席していただきましたことを誠にありがとうございます。

会長

2月に入りまして大変慌ただしい状態が過ぎているところでございます。そういったなかで大変残念なニュースと、良いニュースがございます。まずは残念なニュースの方から紹介させていただきたいと思っております。

会長

____、____
____さんが亡くなりました。
当時____は____という話しでございます。

会長

____さんが、____
____一生懸命頑張ってこられました。
また、____にも大変頑張ってこられた方だと聞いております。大変残念なことでございます。

会長

それと____、____
さんが____お亡くなりになりました。
____さんにおかれましては、____
____として頑張ってこられました。

会長

____さんはご存じのとおり大変温厚な方で、そして____

____でございます。

____逝かれるということは私としては大変ショックなことでございます。今でも肩を落としている感じでございます。

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、10 番本井委員、11 番多田委員を指名いたします。この指名は、第 33 回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

「日程第２ 会期の決定について」本日１日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 2 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 1 ページをご覧ください。

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]

さん。所在につきましては、
 、
 の計 20 筆、面積が m^2 、
 解約理由につきましては、
 ためでございます。

2 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が [REDACTED] さん。借主が [REDACTED]

実さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、[REDACTED]ためでございます。

事務局

3ページをご覧ください。

番号6番。貸主が[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、[REDACTED]でございます。

事務局

4ページをご覧ください。

番号7番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、同じく新型コロナウイルスの影響により、経営が悪化し3月で撤退するためでございます。

事務局

5ページをご覧ください。

番号8番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん法定相続人[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、[REDACTED]ためでございます。

事務局

6ページをご覧ください。

番号9番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計9筆、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、農地を一部売買するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請及び賃借権、使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 3 年 2 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、地目は牧場と畑、契約内容は贈与、面積が [REDACTED] m²、理由につきましては、農地を後継者に贈与したいためでございます、相続時精算課税を利用する贈与でございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、地目は田んぼ、契約内容は賃貸借、面積が [REDACTED] m²、期間につきましては許可の日から 1 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を借り受け営農に励みたいためでございます。来年度に売買を予定しております。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 17 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m² の計 18 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、契約期間は 10 年間、こちらの理由につきましては、農地を

借り受け営農に励みたいためでございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が []、 [] さん。借主が []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 [] の計 20 筆、面積が [] m²、契約内容は親子間の使用貸借、契約期間は 10 年間、こちらの理由につきましては、父から農地を借り受け営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 2 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 8 番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 2 月 25 日、対価の支払期限が 2021 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

16 ページをご覧ください。

番号 9 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 2 筆 [REDACTED] m²、畑が 10 筆 [REDACTED] m² の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 2 月 25 日から 2026 年 2 月 24 日までの 5 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 10 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 10 筆 [REDACTED] m²、畑が 5 筆 [REDACTED] m² の計 15 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 2 月 25 日から 2024 年 2 月 24 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 11 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 2 月 25 日、対価の支払期限が 2021 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 2 月 25 日から 2024 年 2 月 24 日までの 3 年

間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 8 筆、面積が■■■■㎡、利用目的は水田、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 2 月 25 日から 2024 年 2 月 24 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 5 筆■■■■㎡、非農地が 1 筆■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田と用悪水路、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 2 月 25 日、対価の支払期限が 2021 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 2 つに分かれておりまして、■■■■円と■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 2 月 25 日、対価の支払期限が 2021 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、こちらも単価が 2 つに分かれておりまして、■■■■円と■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

単価でございますが、こちらの農地は形が悪く湿気る農地だということで単価が分かれてございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしく
お願いいたしたいと思っております。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 3 年 2 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 23 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]
[]、[]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、[]、[]
の計 3 筆、地目は畑、面積が合わせまして []㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が []㎡、保安区域が []㎡、採取数量が []㎡、転用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、24 ページと 25 ページに記載しております図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局 こちらの申請地につきましては、別添の調査書のとおり農用地区域内農地
でございまして、転用は原則不許可でございますが、例外理由に農地に復元
されるものに限り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものであること
から、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されてい
ますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でこ

ざいます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 土地現況証明願について】

議長

「日程第7 議案第5号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。追加議案の1ページをご覧ください。
議案第5号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和3年2月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加説明資料の1ページをご覧ください。
番号1番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては雑種地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

こちらにつきましては、2021年2月19日に[REDACTED]会長、[REDACTED]代理、[REDACTED]委員と現地に赴き、目視で確認し農地以外であることを確認しております。場所につきましては、2ページ、3ページでございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第
33回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業
委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 3 月 29 日

会議録署名委員

10番

本井 治

11番

多田 里佐

議 長

原 田 喜 博